



島根県報

平成31年2月8日（金）

第3,081号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	（総 務 課）	2
島根県国民健康保険条例の規定により知事が定める国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数の一部改正	（健 康 推 進 課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障 がい 福 祉 課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（ ” ）	3
指定施業要件の変更予定保安林（3件）	（森 林 整 備 課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	5

【公 告】

島根県健康管理システムの開発及び運用保守業務に係る事業予定者を決定するための提案競技の実施	（人 事 課）	5
公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	9

【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る一般競争入札の実施	（病 院 局）	10
---	---------	----

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		12
不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し		12

【収用委告示】

収用の裁決手続の開始の決定		13
収用及び使用の裁決手続の開始の決定		15

告 示**島根県告示第77号**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成31年2月8日から施行する。

平成31年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表のクリーニング師試験の項中「及び保健所」を削り、同表の製菓衛生師試験の項中「健康福祉部薬事衛生課」を「〃」に改める。

島根県告示第78号

島根県国民健康保険条例の規定により知事が定める国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数（平成30年島根県告示第10号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

2の項中「0.8552623016843」を「0.8641633147355」に改め、4の項中「0.8596411621797」を「0.8669746071315」に改め、6の項中「0.8510340515067」を「0.8616072809118」に改める。

島根県告示第79号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成31年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
江口 春樹	循環器内科	江口内科医院	出雲市塩冶有原町6-43	平成31年1月31日
持地 美帆子	眼科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成31年1月31日

島根県告示第80号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成31年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

浜田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

久保田章市 浜田市竹迫町2359番地7

中田 善喜 浜田市上府町イ2451番地25

岩元 進 浜田市上府町イ992番地
沖田 健治 浜田市上府町イ505番地
佐々木健二 浜田市上府町イ1776番地

監事

三浦 陸雄 浜田市上府町イ2565番地
勝田 勝美 浜田市上府町イ825番地 3

2 就任年月日

平成30年10月31日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

久保田章市 浜田市竹迫町2359番地 7
近重 良治 浜田市下有福町371番地の 1
大埜 英將 浜田市西村町606番地
大屋 幸 浜田市宇野町1071番地
鳥越 登 浜田市三階町1078番地
中田 善喜 浜田市上府町イ2451番地の25
齋藤 和典 浜田市内村町597番地 7
大谷 数義 浜田市佐野町口180番地
石田 熊雄 浜田市田橋町31番地
三明多佳志 浜田市久代町601番地

監事

閣田眞太郎 浜田市久代町1655番地
佐々木喜久 浜田市鍋石町304番地
佐々木一郎 浜田市後野町224番地

島根県告示第81号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、浜田市土地改良区の定款変更を平成31年1月31日付
けて認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第82号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3に
おいて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
雲南市加茂町三代1767-1、1768、1769、1827、1828-10
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第83号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年 2 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市加茂町岩倉21、946、1134-1から1134-3まで

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第84号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年 2 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市加茂町大崎334、335-1、335-2、336、380-1、380-2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市加茂町大崎58-2、486-1、487、492-1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第85号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称 漁協

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次に結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡知夫村字郡963番1地先道路敷	1号
〃 962番	2号から5号まで
〃 961番6	6号から8号まで
〃 966番1	9号
〃 966番	10号
〃 964番	11号から14号まで
〃 963番1	15号及び16号

公 告

島根県健康管理システムの開発及び運用保守業務に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成31年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県健康管理システムの開発及び運用保守業務

(2) 仕様

「島根県健康管理システムの開発及び運用保守業務に係る提案競技仕様書」による。

(3) 期間

ア 島根県健康管理システムの開発業務

契約の日から平成31年12月31日まで

イ 島根県健康管理システムの運用保守業務

平成32年1月1日から平成36年12月31日まで

(4) 提案価格の上限額

ア 島根県健康管理システムの開発費

59,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 島根県健康管理システムの運用保守費

平成31年度は495,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成32年度以降は9,405,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ウ 総額（ア＋イ）：69,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 国、都道府県又は本県と同程度規模の市区町村において、本業務と同様の開発業務及び運用保守業務を過去において受注した実績を有する者であること（共同企業体の代表者としての実績を含む。）。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(4) 企業体の名称

- (㉞) 構成員の住所及び名称
- (㉟) 代表者の名称
- (㊱) 代表者の権限
- (㊲) 構成員の出資の割合
- (㊳) 構成員の責任
- (㊴) 取引金融機関
- (㊵) 決算
- (㊶) 利益金の配当の割合
- (㊷) 欠損金の負担の割合
- (㊸) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (㊹) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (㊺) 解散後の瑕疵担保責任
- (㊻) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配付期間及び配布場所

ア 配布期間

平成31年2月8日（金）から同月18日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県総務部人事課福利厚生室保健スタッフ（島根県松江市内中原町52番地 島根県職員会館1階）

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

- (7) 国、都道府県又は本県と同程度規模の市区町村において、本業務と同様の開発業務及び運用保守業務を過去に受注した実績書（共同企業体の代表者としての実績を含む。） 1部
- (8) 担当者届 1部
- (9) 提案書提出書 1部
- (10) 提案書 7部
- (11) 見積書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- (1) 提出方法
郵送又は持参による。
- (2) 提出期限
ア 4の(1)から(8)までの書類については、平成31年2月27日（水）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。）
イ 4の(9)から(11)までの書類については、平成31年3月20日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日の午後3時までに必着のこと。）
- (3) 提出先
郵便番号 690-0873
島根県松江市内中原町52番地 島根県職員会館1階 島根県総務部人事課福利厚生室保健スタッフ
電話 0852-22-5027 F A X 0852-22-6102
電子メール fukurikosei@pref.shimane.lg.jp
- 6 提案競技に係る質問について
- (1) 質問は、期限までに質問票により提出すること。（F A X又は電子メールによる質問票の送付も可とする。）
- (2) 質問票提出期限は、平成31年2月18日（月）午後5時までとする。
- (3) 提出先
5の(3)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、平成31年2月25日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知
提案競技参加資格確認申請者に対し、平成31年3月6日（水）までに、郵送にて通知する。
- 8 選定方法
- (1) 島根県健康管理システムの開発及び運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) 審査は、次の方法で行う。
ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。なお、審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- 9 提案の無効に関する事項
次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案を代理したとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 平成31年2月島根県議会による予算議決がない場合には契約を行わない。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ

13 Summary

- (1) Proposed Bidding Item : Development of Health care system and operation and maintenance
- (2) Proposed Submission Deadline : 3 : 00 p.m. March 20, 2019
- (3) Proposed Enquiry Address (Submission Address) for Bidding : Shimane Prefectural Government Department of General Affairs, Personnel Division, Health and Welfare Office, Health Staff, 52 Uchinakabara-cho, Matsue-shi, Shimane, 690-0873 Japan
TEL : 0852-22-5027

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成31年1月10日に終了した旨島根県浜田県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年2月8日

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年 5 月17日から平成31年 1 月10日まで
- 3 作業地域
浜田市三隅町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

平成31年 2 月 8 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 調達内容

- (1) 平成31年度における灯油の購入

規格 灯油 J I S 1 号

予定数量 608キロリットル

内訳 島根県立中央病院 238キロリットル

島根県立こころの医療センター 370キロリットル

- (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

- (3) 納入期間

平成31年 4 月 1 日から平成32年（2020年） 3 月31日まで

- (4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1 島根県立中央病院

島根県出雲市下古志町1574番地 4 島根県立こころの医療センター

- (5) 入札方法

ア 入札者は、入札書に灯油 1 キロリットル当たりの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4 第1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4 第2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「8 燃料・油脂類」小分類「石油」に登録された者であ

ること。

- (5) (4)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 本公告に示した物品を納入することができることを証明した者であること。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課

電話 0853-30-6435

入札説明書については、上記の場所での交付のほか、本公告の日から平成31年3月15日（金）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する。

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成31年2月8日から同年3月15日までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 入札書の受領期限

平成31年3月26日 午前9時30分

郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。入札書を持参する場合も(1)の提出場所に受領期限までに届けること。

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年3月26日 午前10時

イ 場所 島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 1階 会議室5

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度として行うものとする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院事務局経営部に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased : 608,000 liters of kerosene (JIS No.1) , to be used as fuel for the hospital during the 2019 Fiscal Year.

(2) Tender Submission Deadline : 9 : 30 a.m. March 26, 2019

(3) Information regarding tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan

TEL : 0853-30-6435

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成31年2月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
地域密着型特別養護老人ホーム宍道楽苑（ユニット型）	松江市宍道町伊志見603-1	平成31年1月30日
サービス付き高齢者向け住宅 特定施設入居者生活介護塩見縄手醫	松江市北堀町14	平成31年1月30日

島根県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成31年 2 月 8 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
安来市医師会病院	安来市伯太町安田1700	平成31年 1 月30日

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成31年 2 月 8 日

島根県収用委員会会長 熱 田 雅 夫

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道9号改築工事（三隅・益田道路）（島根県浜田市三隅町三隅地内から益田市遠田町地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県益田市木部町

(単位：㎡)

地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積	収用又は 使用の別	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
イ1556番	山林	山林	921	921.24	764.81	収用	一部

4 土地所有者の氏名及び住所

持分9分の1 土地登記名義人（亡）吉本 正男 相続人

(上記相続人は別表1のとおり)

持分9分の1 不明 ただし、土地登記名義人（亡）黒谷 シウ 相続人

(上記相続人のうち、戸籍調査等により判明している者は別表2のとおり)

持分9分の1 不明 ただし、土地登記名義人（亡）野村 千代藏 相続人

(上記相続人のうち、戸籍調査等により判明している者は別表3のとおり)

持分9分の1 土地登記名義人（亡）黒谷 和七 相続人

(上記相続人 黒谷 和人 島根県益田市木部町イ272番地1)

持分9分の1 佐々木 鋭二 島根県益田市久城町973番地7

持分9分の1 土地登記名義人（亡）佐々木 克一 相続人

(上記相続人は別表4のとおり)

持分9分の1 佐々木 恭輔 島根県益田市木部町イ318番地

持分9分の1 土地登記名義人（亡）佐々木 惣市 相続人

(上記相続人は別表5のとおり)

持分9分の1 佐々木 いさ子 島根県益田市木部町イ284番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成31年1月31日

別表1

整理番号	氏名	住所	持分
1	吉本 仁	島根県益田市木部町イ255番地	18分の1
2	安達 幸永	兵庫県姫路市伊伝居318番地5	18分の1

別表2

整理番号	氏名	住所	持分
1	平片 久子	福岡県北九州市戸畑区東大谷二丁目9番23号	不明
2	黒谷 真司	広島県東広島市高屋町白市888番地257	不明
3	黒谷 哲也	神奈川県横浜市青葉区榎が丘5番地5 モンターナ青葉台106号	不明
4	田中 朱	神奈川県愛甲郡愛川町半原3831番地の43	不明
5	森本 純子	島根県益田市匹見町匹見イ1369番地5	不明
6	黒谷 康子	島根県益田市木部町イ269番地	不明
7	藪中 規予	埼玉県草加市瀬崎三丁目40番36-602号	不明
8	吉村 典子	山口県防府市大字新田1334番地の10	不明
9	宮本 一成	東京都世田谷区赤堤一丁目22番2号	不明
10	野村 正代	島根県益田市木部町イ1436番地	不明
11	福原 花代	島根県益田市下本郷町300番地	不明
12	田原 吾一	島根県益田市木部町イ1139番地	不明
13	田原 精一	島根県益田市木部町イ1106番地	不明
14	山岡 キヨ子	島根県益田市遠田町3185番地7	不明
15	澄川 良恵	島根県益田市木部町イ1231番地1	不明
16	澄川 勇治	東京都西東京市谷戸町二丁目1番24-1319号	不明
17	澄川 和夫	東京都大田区西蒲田七丁目22番7-603号	不明
18	矢富 ヤエ子	山口県下関市前田二丁目14番26号	不明
19	山本 好江	島根県益田市中須町426番地15	不明
20	澄川 美智子	島根県浜田市殿町81番地4	不明
21	澄川 善万	広島県福山市西新涯町二丁目25番3-4号	不明
22	澄川 将也	島根県浜田市殿町81番地4	不明

別表3

整理番号	氏名	住所	持分
1	河上 文男	京都府京都市中京区河原町通夷川上る指物町334番地 Y C河原町	不明
2	野村 正俊	島根県益田市木部町イ271番地1	不明

別表4

整理番号	氏名	住所	持分
1	藏本 一恵	島根県浜田市西村町1455番地1	36分の1
2	林 礼子	島根県松江市内中原町230番地 城西職員宿舎213	36分の1
3	佐々木 満幸	島根県益田市久城町546番地14	432分の7
4	佐々木 洋二	島根県益田市木部町イ312番地1	432分の7
5	佐々木 久恵	島根県益田市木部町イ312番地1	432分の7
6	大賀 和慧	島根県益田市匹見町紙祖イ787番地1	144分の1

別表5

整理番号	氏名	住所	持分
1	佐々木 登	島根県益田市木部町イ319番地	1458分の19
2	佐々木 敏明	島根県松江市宍道町西来待900番地1 ケアホームはるか	1458分の19
	上記法定代理人 成年後見人 島根県益田市木部町イ319番地 佐々木 登		
3	佐々木 三記	島根県益田市遠田町1103番地1	729分の19
4	千坂 芳子	島根県益田市金山町口155番地	729分の19
5	柳井 由紀子	島根県益田市金山町口163番地内1	729分の19
6	岡 誠	千葉県千葉市美浜区高浜三丁目5番5棟203号	1458分の5
7	岡 淳	千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目34番5号	4374分の5
8	臼井 美由紀	東京都江東区辰巳二丁目5番1-1014号	4374分の5
9	岡 崇	茨城県坂東市矢作2756番地3	4374分の5

島根県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成31年2月8日

島根県収用委員会会長 熱 田 雅 夫

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道9号改築工事（三隅・益田道路）（島根県浜田市三隅町三隅地内から益田市遠田町地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県益田市木部町

（単位：㎡）

地番	地目		地積		収用又は使用しようとする土地の面積	収用又は使用の別	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
イ1544番	山林	山林	2,893	2,893.58	2,095.96	収用	一部
イ1544番	山林	山林	2,893	2,893.58	7.55	使用	一部
イ1549番1	山林	山林	918	918.92	478.05	収用	一部

4 土地所有者の氏名及び住所

持分9分の1 吉本 仁 島根県益田市木部町イ255番地

持分9分の1 不明 ただし、土地登記名義人（亡）黒谷 シウ 相続人

（上記相続人のうち、戸籍調査等により判明している者は別表1のとおり）

持分9分の1 不明 ただし、土地登記名義人（亡）野村 千代藏 相続人

（上記相続人のうち、戸籍調査等により判明している者は別表2のとおり）

持分9分の1 土地登記名義人（亡）黒谷 和七 相続人

（上記相続人 黒谷 和人 島根県益田市木部町イ272番地1）

持分9分の1 佐々木 鋭二 島根県益田市久城町973番地7

持分9分の1 不明 ただし、土地登記名義人（亡）佐々木 カタ 相続人

（上記相続人のうち、戸籍調査等により判明している者は別表3のとおり）

持分9分の1 佐々木 恭輔 島根県益田市木部町イ318番地
 持分9分の1 佐々木 いさ子 島根県益田市木部町イ284番地
 持分9分の1 土地登記名義人(亡)佐々木 惣市 相続人
 (上記相続人は別表4のとおり)

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成31年1月31日

別表1

整理番号	氏名	住所	持分
1	平片 久子	福岡県北九州市戸畑区東大谷二丁目9番23号	不明
2	黒谷 真司	広島県東広島市高屋町白市888番地257	不明
3	黒谷 哲也	神奈川県横浜市青葉区榎が丘5番地5 モンターナ青葉台106号	不明
4	田中 朱	神奈川県愛甲郡愛川町半原3831番地の43	不明
5	森本 純子	島根県益田市匹見町匹見イ1369番地5	不明
6	黒谷 康子	島根県益田市木部町イ269番地	不明
7	藪中 規予	埼玉県草加市瀬崎三丁目40番36-602号	不明
8	吉村 典子	山口県防府市大字新田1334番地の10	不明
9	宮本 一成	東京都世田谷区赤堤一丁目22番2号	不明
10	野村 正代	島根県益田市木部町イ1436番地	不明
11	福原 花代	島根県益田市下本郷町300番地	不明
12	田原 吾一	島根県益田市木部町イ1139番地	不明
13	田原 精一	島根県益田市木部町イ1106番地	不明
14	山岡 キヨ子	島根県益田市遠田町3185番地7	不明
15	澄川 良恵	島根県益田市木部町イ1231番地1	不明
16	澄川 勇治	東京都西東京市谷戸町二丁目1番24-1319号	不明
17	澄川 和夫	東京都大田区西蒲田七丁目22番7-603号	不明
18	矢富 ヤエ子	山口県下関市前田二丁目14番26号	不明
19	山本 好江	島根県益田市中須町426番地15	不明
20	澄川 美智子	島根県浜田市殿町81番地4	不明
21	澄川 善万	広島県福山市西新涯町二丁目25番3-4号	不明
22	澄川 将也	島根県浜田市殿町81番地4	不明

別表2

整理番号	氏名	住所	持分
1	河上 文男	京都府京都市中京区河原町通夷川上る指物町334番地 Y C河原町	不明
2	野村 正俊	島根県益田市木部町イ271番地1	不明

別表3

整理番号	氏名	住所	持分
1	寺戸 泰三	島根県益田市久城町521番地12	不明
2	粕田 睦美	島根県益田市匹見町紙祖イ1281番地	不明
3	高津 純子	福岡県北九州市小倉南区上石田二丁目15番5	不明
4	大石 伸代	島根県益田市白岩町イ136番内1地	不明

5	大石 佳秀	島根県益田市白岩町イ136番内1地	不明
6	梅田 美幸	広島県広島市南区大須賀町15番8-903号	不明
7	大石 敬二	島根県益田市白岩町イ136番内1地	不明
8	寺戸 ムラ	島根県益田市木部町イ74番地	不明
9	杖田 隆助	愛知県名古屋守山区鳥神町171番地の2	不明
10	杖田 謙	静岡県富士市川成新町147番地	不明
11	猪俣 幸子	島根県益田市栄町9番5号	不明
12	上野 幸子	福岡県福津市福間南一丁目13番22号	不明
13	大田 富雄	島根県浜田市生湯町1303番地24	不明
14	上田 栄二	島根県益田市高津六丁目31番6号	不明
15	岸田 浩二	島根県益田市向横田町イ248番地	不明
16	原 香織	島根県松江市春日町280番地1 サークス春日町108	不明
17	岸田 良二	広島県広島市安佐北区落合一丁目2番9-402号	不明
18	岸田 恵子	島根県益田市遠田町2864番地10(5-404)	不明
19	澤江 敏郎	岐阜県大垣市外渕二丁目32番地5	不明
20	澤江 郁夫	広島県東広島市黒瀬町大多田344番地4	不明
21	林原 梨奈	鳥取県西伯郡大山町末吉471番地	不明
22	林原 由紀	滋賀県大津市中央四丁目7番33号105	不明
23	齋藤 義朝	島根県浜田市三隅町岡見2712番地	不明
24	齋藤 哲	島根県松江市馬潟町178番地2 八幡団地4号棟424号	不明
25	廣瀬 憲二	島根県益田市乙子町752番地2	不明
26	石田 義廣	山口県山口市江良二丁目13番8号	不明
27	佐々木 剛三	島根県益田市木部町イ317番1地	不明
28	佐々木 祐治	大阪府高槻市中川町3番17号	不明
29	澤江 佑三	島根県益田市遠田町1774番地4	不明
30	澤江 進	埼玉県川越市伊勢原町一丁目8番地6	不明
31	澤江 千也	東京都中野区中野三丁目4番4号 MKグランドヒル303	不明
32	岩田 諭	島根県益田市遠田町371番地1	不明
33	岩田 浩	熊本県宇城市小川町川尻750番地	不明
34	岩田 享	静岡県三島市谷田(桜ヶ丘)1480番地の2	不明
35	永田 賢治	島根県益田市下本郷町924番地7	不明
36	澤江 美和子	島根県益田市須子町17番43号	不明
37	福原 一枝	島根県益田市下本郷町410番地	不明
38	藏本 一恵	島根県浜田市西村町1455番地1	不明
39	林 礼子	島根県松江市内中原町230番地 城西職員宿舎213	不明
40	佐々木 満幸	島根県益田市久城町546番地14	不明
41	佐々木 洋二	島根県益田市木部町イ312番地1	不明
42	佐々木 久恵	島根県益田市木部町イ312番地1	不明
43	大賀 和慧	島根県益田市匹見町紙祖イ787番地1	不明

別表4

整理番号	氏名	住所	持分
1	佐々木 登	島根県益田市木部町イ319番地	1458分の19

2	佐々木 敏明	島根県松江市宍道町西来待900番地1 ケアホームはるか	1458分の19
	上記法定代理人 成年後見人	島根県益田市木部町イ319番地 佐々木 登	
3	佐々木 三記	島根県益田市遠田町1103番地1	729分の19
4	千坂 芳子	島根県益田市金山町口155番地	729分の19
5	柳井 由紀子	島根県益田市金山町口163番地内1	729分の19
6	岡 誠	千葉県千葉市美浜区高浜三丁目5番5棟203号	1458分の5
7	岡 淳	千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目34番5号	4374分の5
8	臼井 美由紀	東京都江東区辰巳二丁目5番1-1014号	4374分の5
9	岡 崇	茨城県坂東市矢作2756番地3	4374分の5